

答 申 情 第 1 0 3 号

平 成 3 1 年 2 月 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成30年3月8日付けこ健増第844号及び第846号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 措置入院に関する不服申立てに係る文書の公文書一部公開決定事案(諮問情第159号)
- (2) 措置入院に関する不服申立てに係る文書の不存在による非公開決定事案 (諮問情第160号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書一部公開決定処分及び不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「措置に関してなされた不服申立に係る文書一式（F2、3、4、7、8、9各1人分）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- (2) 諮問庁は、本件請求に対して、平成29年6月14日付けで不存在による非公開決定を行ったが、当該決定に対して審査請求人から平成29年6月28日に審査請求を受け、平成29年10月6日付けでこれを認容し、当該決定を取り消して改めて決定を行うこととした。
- (3) 諮問庁は、本件請求のうち、「ICD-10 F2及びF3」に係る公文書として別表の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分1」という。）をし、平成30年2月9日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

氏名、生年月日、住所等は、通常他人に知られたくないプライバシー情報と認められるため。

条例第7条第6号に該当

精神保健指定医の氏名については、公にすることにより措置入院に対する不満や、措置入院に関わった精神保健指定医に対する不信感、誤解から、精神保健指定医が直接の追及を受け、職務の妨害が予想される。その結果、その任にふさわしい医師を確保すること自体がこれまで以上に困難となり、本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。

- (4) また、諮問庁は、本件請求のうち、「ICD-10 F4、F7、F8及びF9」に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）また、本件処分1及び本件処分2をまとめて「本件処分」という。）をし、平成30年2月9日付けで、その旨及び理由を下記のとおり審査請求人に通知した。

ICD-10 F2, 3, 4, 7, 8, 9の内、F2, 3以外の障害についての文書は、京都府より受理しておらず、また公文書を作成もしていないため。

- (5) 審査請求人は、平成30年2月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

公文書一部公開決定通知書、不存在による非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) こころの健康増進センターと措置入院に係る審査請求について

こころの健康増進センターでは、警察官、検察官等から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に係る申請・通報を契機として事前調査や診察の要否決定等といった措置診察の準備を行い、その結果を踏まえ、精神障害に基づき自傷または他害行為に及ぶおそれがあると認められる時は、精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分を行っている。

京都市長の命令による措置入院の決定に不服のある場合の審査請求先は京都府知事であるため、京都府が当該の審査請求の審査を行うこととなるものの、こころの健康増進センターは、京都府から審査請求書の写し、審査に必要な関連書類の提出及び弁明書の作成のための依頼文を収受し、その依頼に基づき関連文書の写しと弁明書を京都府へ送付している。また、審査終了後には京都府が作成した裁決書（謄本）を収受している。

(2) ICD-10について

ICD-10とは、世界保健機関（WHO）が定めた国際疾病分類におけるコードの区分のことで、Fコードは、精神及び行動の障害の区分であり、具体的には、以下のような分類である。

- F2 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害
- F3 気分（感情）障害
- F4 神経性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- F7 精神遅滞（知的障害）
- F8 心理的発達障害
- F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害

(3) 本件処分1について

ア 本件公文書について

(ア) ICD-10 F2に関する文書である「措置入院に係る審査請求に関する物件の提出要求について」は、「物件提出の依頼文」、「通報書」、「事前調査書」、「措置入院に関する診断書」、「移送通知書」、「措置入院決定書」、「措置診察通知書」、「措置診察依頼書」、「添付文書回議票」で構成されており、そこには氏名、生年月日、住所、生活歴、現病歴、現在の精神状況、入院医療機関名、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名等が記載されている。

(イ) ICD-10 F3に関する文書は「措置入院に係る審査請求に関する物件の提出要求について（平成27年9月4日決定）」、「措置入院に関する弁明書の提出について」、「措置入院に係る審査請求に関する物件の提出要求について（平成28年8月26日付決定）」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院命令処分に対する審査請求について」である。

a 「措置入院に係る審査請求に関する物件の提出要求について（平成27年9月4日決定）」は「物件提出の依頼文」、「通報書」、「事前調査書」、「措置入院に関する診断書」、「移送通知書」、「措置入院決定書」、「措置診察通知書」、「措置診察依頼書」及び、「添付文書回議票」で構成されており、そこには、氏名、生年月日、住所、生活歴、現病歴、現在の精神状況、入院医療機関名、指定医の氏名等が記載されている。

b 「措置入院に関する弁明書の提出について」は「弁明書」、「添付文書回議票」で構成されており、そこには氏名、生年月日、入院年月日、入院の病状又は状態像の経過、指定医の氏名等が記載されている。

c 「措置入院に係る審査請求に関する物件の提出要求について（平成28年8月26日付決定）」は、「物件提出の依頼文」、「措置解除決定書」、「症状消退届」、「添付文書回議票」で構成されており、そこには氏名、生年月日、措置年月日、解除日等が記載されている。

d 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院命令処分に対する審査請求について」は「決裁書」、「添付文書回議票」で構成されており、そこには氏名、住所、請求年月日等が記載されている。

イ 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書には、個人の氏名、住所、病名、生活歴及び現病歴、入院歴、医療機関名、現在の病状、状態像等が記載されている。これらの情報は、本件公文書が措置入院に関する診断書をはじめ措置入院に係る文書であることに鑑みれば、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い個人の機微に関する情報であり、公開することにより、個人が識別されるほか、本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分

予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられる。よって本件公文書のうち、氏名、住所、請求年月日等については、条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」に該当すると判断したものである。

ウ 条例第7条第6号に該当することについて

本件公文書中、「措置入院に関する診断書」及び「措置診察依頼書」には、指定医の氏名が記載されている。指定医は、法に基づき京都市長が指定した非常勤の特別職地方公務員の地位であるが、その氏名は一般に公にされていない情報である。指定医が行う法27条第1項の診察は、措置入院という本人の意思にかかわらず強制的に入院させることに繋がるものであることから、指定医に相当の緊張と精神的負担を強いるものである。仮に措置入院から退院した当事者が、「直近のもの」などといった一定の時期を絞り込んで公文書公開請求を行うことで、指定医の氏名を知ることとなると、当該当事者を診察した指定医が特定されるおそれがあり、当該指定医に対して攻撃が行われ、指定医の職務の妨害が予想される。

その結果、その任にふさわしい指定医を確保すること自体が困難となり、本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第6号に該当すると判断したものである。

(4) 本件処分2について

本件請求のうち、「ICD-10 F2及びF3」に係る公文書は前述したとおり存在しており、本件処分1を行ったものであるが、「ICD-10 F4、F7、F8及びF9」に係る文書については、京都府より受理しておらず、また当庁において作成もしていないため、本件処分2を行ったものである。なお、本件請求を受けて当庁が保有している審査請求に関する文書を改めて調べたが、「ICD-10 F4、F7、F8及びF9」に係る文書は確認できなかった。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分1について

条例第7条第1号、第6号に該当しない。

(2) 本件処分2について

開示請求に係る公文書を管理している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求について

ア 審査請求人は、本件請求に係る公文書公開請求書において「措置に関してなされた不服申立に係る文書一式（F 2， 3， 4， 7， 8， 9 各 1 人分）」と記載している。

イ 本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員は、本件請求時に審査請求人から、「各 1 人分」とは「直近の 1 名」であり、「措置」とは「措置入院」である旨を確認しているとのことである。

ウ これらのことから、審査請求人が求める文書は、「法第 29 条の規定に基づき措置入院に至った者が、当該措置入院決定に対して行った不服申立てに係る文書一式であり、かつ当該不服申立人が ICD-10 コードの F 2， F 3， F 4， F 7， F 8， F 9 に該当する直近各 1 名分」であると認められる。

(2) 措置入院に係る不服申立てについて

諮問庁の上記 4(1)の説明及び本件処分において一部公開された文書から、措置入院に係る不服申立てにおける京都府（以下「府」という。）と京都市（以下「市」という。）との関係や事務の流れについて、次のとおりであると認められる。

法の規定による措置入院命令処分に対する不服申立ては、行政不服審査法に基づくものであり、処分庁が市となる措置入院命令に係る不服申立て（以下「措置入院に係る審査請求」という。）については、審査庁である府に対して行われる。

府は、措置入院に係る審査請求がなされたとき、市に対して、審理に必要となる通報書や措置入院に関する診断書などといった物件の提出を要求する。市が当該要求に基づき物件を提出した後、府は市に対して弁明書の提出を求め、これに従い市は弁明書を提出する。その後、府において審理され、その結果が示された裁決書謄本を、市は府から受け取る。

(3) 本件処分 1 について

ア 本件公文書について

(イ) 諮問庁は、本件請求のうち「F 2」及び「F 3」に関して、別表の公文書を特定したうえで一部公開決定を行っている。当審査会が本件公文書を見分したところ、F 3に係る公文書は、府からの物件の提出要求の文書をはじめ、当該要求に基づき

市が提出した文書，市が作成した弁明書及び府から取得した裁決書などが認められたが，F 2に係る公文書については，物件の提出要求の文書及び当該要求に基づき市が提出した文書のみであった。

- (イ) 措置入院に係る審査請求は6(2)のとおりであり，通常，F 2に係る公文書も，F 3に係る公文書と同様の文書が特定されるものと推定されるため，この点について諮問庁に確認したところ，「当該事案については審査請求が取り下げられたもので，その旨は当時口頭により市へ通知されたものであると，府から確認している。」とのことであった。
- (ウ) 措置に係る審査請求が取り下げられれば，当該審査請求に係る審理は終了することとなり，取下げがあった以降の文書は存在することがないことから，諮問庁の文書の特定が不合理なものであったとは認められない。
- (エ) したがって，本件公文書は，別表の「構成する文書」欄に記載する文書であると認められる。

イ 条例第7条第1号該当性について

- (ア) 諮問庁は，本件公文書に記載されている氏名，生年月日，住所等について，本件公文書が措置入院に関する診断書をはじめ措置入院に係る文書であることに鑑みれば，通常他人に知られたい度合いが極めて強い個人の機微に関する情報であり，条例第7条第1号に該当すると主張し，審査請求人は条例第7条第1号に該当しないと主張するので，この点について検討する。
- (イ) 条例第7条第1号に規定しているプライバシー情報とは，「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって，個人が識別され，又は識別され得るもののうち，通常他人に知られたいと認められるもの」とされている。「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当するか否かについては，一般の感受性を基準として，客観的に通常他人に知られたいと認められるものであるか否かで判断されるべきである。
- (ウ) 当審査会が本件公文書を見分したところ，非公開部分には措置入院命令を受けた者の氏名，生年月日，住所，措置日，措置入院先のほか，措置に係る審査請求を行った日及び理由などが認められた。また，諮問庁が全ての部分を非公開としている「通報書」には，対象者の氏名，生年月日，住所，発見の日時や場所，具体的な状況等が，「事前調査票」には，対象者の氏名，生年月日，住所，電話番号，健康保険の種類，家族の状況，通報の概要及び措置を要する症状，治療歴，生活歴等が，

「措置入院に関する診断書」には、対象者の氏名、生年月日、住所、職業、病名、生活歴及び現病歴、入院歴、現在の精神状況、医学的総合判断、指定医の氏名等が、「措置入院者の症状消退届」には、入院医療機関の名前、所在地、管理者名及び対象者の氏名、生年月日、住所、措置年月日、病名等の記載が認められた。

(エ) これらの情報は、一見して極めて私的な情報であり、本人、近親者、近隣住民等が、それぞれの持つ情報と照合すれば、措置入院命令を受けた個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないものであることに疑いはない。

また、これら諮問庁が非公開とした情報の中には、措置入院命令を受けた者の内面的、身体的な状態等を示すような個人の人格と密接に関連する情報が多くを占めているものであると認められる。

(オ) 以上から、上記6(3)イ(ウ)の情報は、個人が識別され、又は識別され得る情報であるとともに、通常他人に知られたくない度合いが極めて強いセンシティブな情報であって、特に秘匿性の高いものであると言える。よって、その一部でも公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益等の侵害の程度は重大であると認められるため、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

ウ 条例第7条第6号に該当することについて

諮問庁は、本件公文書に記載されている指定医氏名について、条例第7条第6号に該当すると主張し、審査請求人は条例第7条第6号に該当しないと主張するが、当審査会は、指定医氏名を含めて、6(3)イのとおり条例第7条第1号に該当すると判断していることから、条例第7条第6号該当性については検討を要しない。

(4) 本件処分2について

ア 諮問庁は、本件請求に対して「ICD-10 F4, F7, F8及びF9」に係る文書については、「府より受理しておらず、また当庁においても作成していないため」との理由で不存在による非公開決定処分を行ったと主張する。

イ 当審査会は、措置に係る審査請求に関する文書の保管方法及び保存年限、並びに本件請求に係る文書の探索方法について諮問庁に確認したところ、「措置に係る審査請求のための専用の簿冊において收受文書も送付文書も管理しており、保存年限は10年である。」とのことであった。また、「保存している当該簿冊の中に、F4, F7, F8及びF9に係る文書は確認できなかった。」とのことである。

ウ 諮問庁は、当該簿冊を探索する中で、本件請求に対して文書が特定できたものは一部公開決定をしていることから、探索方法が不合理であったとは言えず、諮問庁の説明に特に不自然な点は認められない。

また、諮問庁の不存在とした判断を覆すに足りる証拠も認められなかった。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成30年 3月 8日 諮問

5月 8日 諮問庁からの弁明書の提出

10月30日 諮問庁の職員の理由説明（平成30年度第7回会議）

12月18日 審議（平成30年度第8回会議）

平成31年 2月 1日 審議（平成30年度第9回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）

別表 公文書の件名及び公文書の一部を公開しない理由

番号	公文書の件名	構成する文書	公文書の一部を公開しない理由
1	(ICD-10 F2 に関する文書) 措置入院に係る審査請求に関する物件の提出 要求について	物件の提出要求 (物件提出の依頼文)	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に 知られたくないプライバシー情報と認め られるため。)
		通報書	
		事前調査票	
		移送通知書	
		措置入院決定書	
		措置診察通知書	
		添付文書回議票	
1	(ICD-10 F2 に関する文書) 措置入院に係る審査請求に関する物件の提出 要求について	措置入院に関する診断書	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に 知られたくないプライバシー情報と認め られるため。) 京都市情報公開条例第7条第6号に該当 (精神保健指定医の氏名については, 公に することにより措置入院に対する不満や, 措置入院に関わった精神保健指定医に対 する不信感, 誤解から, 精神保健指定医が 直接の追及を受け, 職務の妨害が予想され る。その結果, その任にふさわしい医師を 確保すること自体がこれまで以上に困難 となり, 本市の事務事業の適正な遂行に支 障を及ぼすと認められるため。)
		措置診察依頼書	
2	(ICD-10 F3 に関する文書) 措置入院に係る審査請求に関する物件の提出 要求について	物件の提出要求 (物件提出の依頼文)	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に 知られたくないプライバシー情報と認め られるため。)
		通報書	
		事前調査票	
		移送通知書	
		措置入院決定書	
		措置診察通知書	
		審査請求書	
		添付文書回議票	

		措置入院に関する診断書	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に知られたくないプライバシー情報と認められるため。) 京都市情報公開条例第7条第6号に該当 (精神保健指定医の氏名については, 公にすることにより措置入院に対する不満や, 措置入院に関わった精神保健指定医に対する不信感, 誤解から, 精神保健指定医が直接の追及を受け, 職務の妨害が予想される。その結果, その任にふさわしい医師を確保すること自体がこれまで以上に困難となり, 本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。)
		措置診察依頼書	
3	(ICD-10 F3に関する文書) 措置入院に関する弁明書の提出について	弁明書	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に知られたくないプライバシー情報と認められるため。)
		添付文書回議票	
4	(ICD-10 F3に関する文書) 措置入院に係る審査請求に関する物件の提出要求について	物件の提出要求 (物件提出の依頼文)	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に知られたくないプライバシー情報と認められるため。)
		措置解除決定書	
		症状消退届	
		添付文書回議票	
5	(ICD-10 F3に関する文書) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院命令処分に対する審査請求について	裁決書	京都市情報公開条例第7条第1号に該当 (氏名, 生年月日, 住所等は, 通常他人に知られたくないプライバシー情報と認められるため。)
		添付文書回議票	